

全国商工会議所青年部連合会 ITサービス運用規程

平成21年2月20日 制定

(趣旨・適用範囲)

第1条 本規程は、全国商工会議所青年部連合会（以下、「本会」という）のITサービス（以下、「本サービス」という）の運用および利用について定めたものである。本サービスの運用者および利用者は、本規程を理解した上で運用および利用するものとする。

(本サービスのガイドライン)

- 第2条 本会は、本サービスを運用・利用するため、すべての本サービスのそれぞれガイドラインを策定する。
- 2 本会は、それぞれの本サービスを運用する所管委員会を定め、所管委員会は、ガイドラインを策定し、必要に応じて改廃する。
 - 3 すべてのガイドラインの策定・改廃は、本会執行部会議にて審議する。

(情報の取り扱い)

- 第3条 本サービスを運用および利用するにあたり、情報の取り扱いについては、日本商工会議所の諸規定に準拠するものとする。
- 2 ただし、利用者自身が自主的に公開した会員情報については、本会はその管理責任を負わないものとする。

(運用者・利用者の禁止行為)

- 第4条 本サービスを運用および利用するにあたり、下記の行為を行なわないものとする。該当する者に対して、本会および各単会は、本サービスの利用を制限することができる。
- (1) 利用者が本サービスにて、虚偽の内容を送信もしくは登録する行為
 - (2) 他の利用者または第三者に属する知的所有権の侵害、誹謗、中傷、プライバシー侵害ならびに不利益を与える行為もしくはそのおそれのある行為
 - (3) 公序良俗に反する行為
 - (4) 本サービスの情報を改ざん、破壊など運用を妨害する行為
 - (5) 風説の流布、その他法令に違反する行為
 - (6) 特定の政党や宗教などの勧誘
 - (7) 人種、民族、出身地などを理由とする差別もしくは差別的行為
 - (8) いわゆるマルチ商法に関する行為
 - (9) その他、本会が不適切と判断する行為

(著作権・各種情報の取り扱い)

- 第5条 別段の定めのない限り、本サービスに関する著作権はじめその他の知的財産権は、本会に帰属する。
- 2 利用者が本サービスに書き込んだ内容に関する著作権はじめその他の知的財産権は、

当該利用者に帰属する。本会は、本サービスの運用上必要な場合に限り、当該利用者の承諾を得ずに、当該利用者が書き込んだ内容の削除および内容を利用することができる。

- 3 利用者は、本サービスを利用して知り得る一切の情報を、本会または当該情報の権利者の事前の承諾なしに利用者自らが利用以外の目的で複製し、出版、放送するなどその方法のいかんを問わず第三者による利用に供しないものとする。

(本サービスの一時中断、中止)

- 第6条 本会は、本サービスの装置の保守点検・設備更新その他の運用上および天災・災害・装置の故障などの事由により本サービスの一部または全部を中断することができる。
- 2 本会は、運用上その他の理由により、予告なく本サービスを終了できる。
 - 3 前各項により、利用者に損害が生じても、本会および単会はそれについて一切責任を負わないものとする。

(その他免責)

- 第7条 本会は、本サービス上で公開された情報の正確性、完全性、有用性を保証しないものとする。
- 2 本会は、利用者が本サービスの利用により、他の利用者との間にトラブルが生じても、責任を負うものではない。

(その他)

- 第8条 本サービスの利用において、本規程に記載のない事項は、各サービスのガイドラインの規定によるものとする。

附則

本規程は平成21年2月20日より施行する。